

日 薬 連 発 第 5 2 3 号
平成 2 9 年 7 月 2 4 日

加 盟 団 体 殿

日本製薬団体連合会

個人情報の適切な取扱いについて

標記について、別添、厚生労働省医政局経済課長、厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長の連名通知（平成 2 9 年 7 月 7 日付け医政経発 0 7 0 7 第 4 号、薬政総発 0 7 0 7 第 1 号）がありました。

つきましては、下記につき貴団体加盟企業に周知方宜しくお願いいたします。

記

1. 改正個人情報保護法全面施行日である本年 5 月 3 0 日以降、従前、厚生労働大臣等の各主務大臣が有していた個人情報保護法に関する所管事業者への監督権限が、個人情報保護委員会に一元化されたことから、厚生労働省から発出されていた「個人情報の情報管理の徹底について」(平成 1 6 年 4 月 2 2 日付け医政経発第 0 4 2 2 0 0 1 号、薬食総発第 0 4 2 2 0 0 1 号) 及び「個人情報保護の徹底について」(平成 1 7 年 7 月 1 4 日付け医政経発第 0 7 1 4 0 0 1 号、薬食総発第 0 7 1 4 0 0 1 号) の両通知は廃止となります。
2. 既に連絡した通り(平成 2 9 年 5 月 2 6 日付け日薬連発第 3 4 9 号)、漏えい等の事案が発覚した場合の報告先は厚生労働省ではなく日薬連個人情報保護センターになります。

以上